

# 飼い主さんの義務です 狂犬病予防注射を受けましょう

環境対策課【☎028(677)6041】

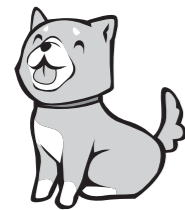
4月19日(木)、20日(金)、21日(土)の3日間で、春の狂犬病予防注射(集合注射)を実施します。生後91日以上の子犬には「登録」と「年1回の狂犬病予防注射」が義務づけられています。以下の日程をご確認の上、ご都合の良い会場で受けてください。

また、飼い主として、散歩中のフンの持ち帰り、つないで飼うこと、望まない繁殖の抑制(避妊・去勢手術)など、飼い主に守っていただきたい約束事があります。愛犬がご近所さんからも可愛がられ、幸せに暮らせるかは、飼い主さんにかかっています。

## ◇日程表

月日 時間	4月19日(木)	4月20日(金)	4月21日(土)
9:00~9:15	下塚田旧農協倉庫	和泉ニュータウン児童公園	稲協大塚公民館前
9:25~9:40	山崎公民館	東水沼公民館	上稲毛田工業団地管理センター駐車場
9:50~10:05	関谷公民館	東水沼農協倉庫	給部公民館三日市公民館前
10:15~10:30	西高橋構造改善センター	下与能公民館	八ツ木集落センター下高根沢中郷公民館
10:40~10:55	依岡公民館	東高橋構造改善センター	金井公民館山根公民館
11:05~11:20	3-2消防センター	与能ライオンセンター	芳志戸(南高支所)旧農協倉庫
11:30~11:45	生涯学習センター水橋分館	町武道館	社後南高保育園前旧農協倉庫
13:15~13:30	西法寺入口	上郷西公民館	稲毛田上延生公民館
13:40~13:55	堀の内谷近公民館	下延生城興寺前	13:40~14:10 総合運動公園管理棟前
14:05~14:20	梨木第二公民館	上の原緑地公園北側駐車場	13:40~14:10 町体育館

**狂犬病注射の際に  
用意するもの**  
すでに登録している場合  
○通知はがき  
○注射代 3,300円  
犬を新規登録する場合  
○登録料 3,000円  
○注射代 3,300円



## 迷子の犬を家に帰そう!

万が一愛犬が迷子になってしまっても家に帰れるよう、町では愛犬に迷子札や注射済票の装着を呼びかけています。平成22年度春の集合注射時から「迷子札ホルダー」を配布し、鑑札、迷子札などの装着についてアンケート調査を開始しました。当初わずか15%だった装着率が、2年目の23年度春には31%まで上昇しています。

また、飼い犬が迷子になってしまった時は、速やかに町環境対策課と栃木県動物愛護指導センターにご連絡ください。「そのうち帰ってくるだろう」と連絡をされない人もいます。しかし、町や県で保護した犬は、飼い主が判明しない場合は処分せざるを得ません。飼い犬が悲しい最期を迎えることのないよう、飼い主さんから早い段階でのご連絡をお願いします。

## 子犬や子猫を 捨てないでください

子犬や子猫の「捨て犬」「捨て猫」は、残念なことに毎年発生しています。「誰かが拾ってくれるだろう」と安易に捨てるようなことは絶対に許されません。愛護動物の遺棄は、動物の愛護及び管理に関する法律において50万円以下の罰金に処することが規定されている犯罪行為です。

# 平成24年度～平成26年度の 介護保険料が変わります

健康福祉課介護保険係【☎028(677)6015】

介護保険は、国や県、町が負担する公費(50%)と国民が納める介護保険料(50%)を財源に運営されています。

町も高齢化が進み、平成23年10月現在で高齢化率24.3%と、およそ4人に1人が高齢者です。それに伴って、介護保険利用が増え、保険給付費も年々増加していることから、財源である保険料も上げざるを得ません。

安定した保険運営のため、介護事業にかかる費用を見込みながら、3年分の保険料の見直しを行いました。

## 第5期(平成24年度～平成26年度)における 所得段階別第1号被保険者(65歳以上)介護保険料

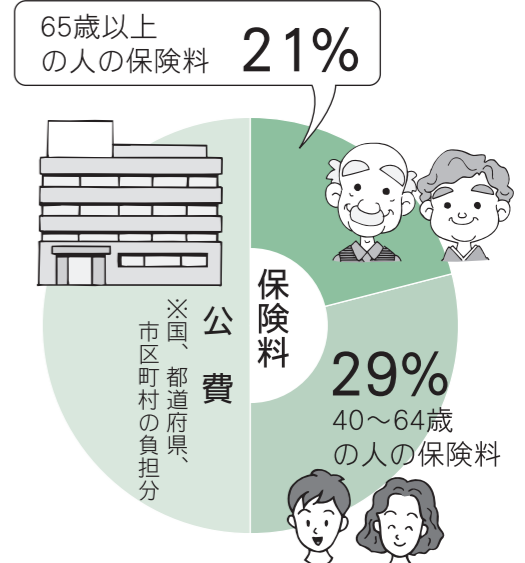
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者など	基準額×0.5	27,300円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人所得+年金収入80万円以下の人	基準額×0.5	27,300円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人所得+年金収入80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	35,500円
第4段階	世帯全員が町民税非課税で、本人所得+年金収入120万円を超える人	基準額×0.75	41,000円
第5段階	町民税世帯課税で、本人所得+年金収入80万円以下の人	基準額×0.9	49,200円
第6段階	町民税世帯課税で、本人所得+年金収入80万円を超える人	基準額×1.0	54,700円
第7段階	本人が町民税課税で、本人所得190万円未満の人	基準額×1.25	68,400円
第8段階	本人が町民税課税で、本人所得190万円以上の人	基準額×1.5	82,000円
基準月額(参考)			4,561円

## 改正のポイント

- ①第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料負担割合が20%から21%に、第2号被保険者(40歳以上64歳未満の人)の保険料が30%から29%に変更になりました。
- ②所得段階を7段階から8段階に増やすことで、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数を設定しました。

## 介護保険料を滞納すると…

介護が必要になったとき、**全額一時自己負担**や自己負担額が**1割から3割**に引き上げられるなど、安心してサービスが利用できなくなります。



## 介護保険の財源